

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

転居後、夫と一緒に国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料については、しばらくしてから納付書が送付されてきて、郵便局で夫の分とともに二人分を納めた。夫が納付済みとなっているのに、私が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたとしており、事実、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその夫の手帳記号番号は、昭和 51 年 3 月に連番で払い出されており、オンライン記録により保険料の納付日が確認できる範囲において、申立人及びその夫の納付日はほぼ同一であることなどから、申立期間について、その夫が納付済みであるにもかかわらず、申立人が未納とされているのは不自然である。

また、上記の国民年金手帳記号番号の払出し時期からすると申立期間の保険料は過年度扱いとなるところ、申立人は、「加入手続をした後、しばらくしてから納付書が送付されてきて、1 年分の保険料を夫の分と一緒にまとめて郵便局で納めた。」としており、その夫の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、当該期間の保険料を昭和 51 年 4 月に一括で納付していることが確認できることから、その申立内容に信憑性がうかがえる。

さらに、申立期間は 1 回かつ 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年3月まで

申立期間前後の国民年金保険料は申請免除になっているのに、申立期間のみが未納とされている。役場で毎年、保険料の免除申請手続きをした記憶があるので、申立期間の保険料が免除承認となっていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年にA町に転入した際、役場職員から国民年金保険料の免除申請について説明を受け、それ以降、毎年、免除の申請を行っていたと申し立てており、オンライン記録から、平成6年度から10年度及び12年度から16年度について、各年度とも7月までに保険料の免除申請を行い、いずれも承認を受けていることが確認できる。

また、申立人は、会社を辞めてA町に転入した後は、B職として生活しているとしており、申立期間の前後を通じて生活状況に大きな変化はうかがえない。

さらに、申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人の次女は、申立人の教示により学生納付特例制度の手続きをしているなど、年金制度に対する意識の高さもうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

20歳当時、私は習い事をしており就職はしていなかったため、私の国民年金の加入手続き及び保険料の納付は父親が行ってくれていた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付は父親が行ってくれたと申し立てており、その父親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳到達まで全ての保険料を納付している上、申立人も、おおむね40年間に及ぶ国民年金加入期間のうち申立期間を除き未納が無いことから、納付意識の高い家庭であったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年3月に払い出されていることから、申立人に係る国民年金加入手続きはこの頃に行われたと考えられ、この時点で申立期間は現年度であり、加入直後に納付書が交付されたと考えられることから、その父親が、申立人に係る加入手続きのみを行い、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間は3か月と短期間であるとともに、納付したとする保険料額（月額450円）は、当時の保険料額と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和38年5月6日から同年6月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を同年5月6日に、資格喪失日に係る記録を同年6月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月6日から同年8月25日まで  
② 昭和49年8月31日から同年9月1日まで

申立期間①当時、大学の夜間部に在籍しながら、A事業所に臨時従業員として勤務したので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B事業所に勤務中の昭和49年6月頃に退職を申し出たが、会社から慰留され同年8月末まで退職を延ばした経緯があり、有給休暇を残して退職したのに、申立期間②が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことが納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA事業所の臨時従業員雇傭契約書から判断すると、申立人が昭和38年5月6日から同年6月25日までの期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、当該期間当時、A事業所の労務課に勤務し、給与計算業務を行っていた複数の元従業員は、「臨時従業員も含め、全ての従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」と証言しており、そのうち採用業務も行っていた元従業員は、「健康保険組合の規約で、30日以上勤務する従業員は、厚生年金保険に加入させることになっていた。」と証言している。

また、昭和 38 年 5 月に当該事業所に入社した元同僚は、「私も臨時従業員として入社したが、入社当初から厚生年金保険に加入していた。」と証言しており、当該同僚が記憶している勤務開始年月と、オンライン記録上の厚生年金保険被保険者資格取得日の属する月は一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 38 年 5 月 6 日から同年 6 月 26 日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、同時期に当該事業所に入社した被保険者の標準報酬月額の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番が見当たらないことから、社会保険事務所（当時）において申立人に係る被保険者記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 38 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和 38 年 6 月 26 日から同年 8 月 25 日までの期間については、申立人が所持する当該事業所の臨時従業員雇傭契約書において、雇用期間は同年 5 月 6 日から同年 6 月 25 日までと記載されているところ、申立人は、当該雇用契約期間を延長して同年 8 月 20 日過ぎまで勤務したと供述しているものの、当時の同僚から聴取しても、申立人の勤務期間について具体的な証言は得られず、当初の雇用契約期間以外の申立人の継続勤務を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和 38 年 6 月 26 日から同年 8 月 25 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び申立人の供述から、申立人の B 事業所における勤務は、昭和 49 年 8 月 30 日までであったことが認められる。

さらに、申立人から提出された昭和44年4月から49年9月までの給与明細書から、当該事業所における給与からの厚生年金保険料は翌月控除であったこと、及び、申立人の同年8月分の保険料は給与から控除されていないことが確認でき、申立人も「給与からの厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であった。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年7月21日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月1日から同年8月1日まで

ねんきん定期便で年金の記録を確認したところ、A社での厚生年金保険加入月数が13月となっているが、給与明細書では14月分の保険料が控除されている。前の会社を辞めてすぐに入社したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和35年7月21日から同年8月1日までの期間について、申立人が所持している給与明細書により、申立人がA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる昭和35年8月分の厚生年金保険料控除額から6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該



事業所は既に社会保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も他界しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを判断できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 35 年 3 月 1 日から同年 7 月 20 日までの期間については、同僚から申立人の勤務時期及び勤務実態について証言を得ることはできなかった。

また、上記のとおり当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も他界していることから、当該期間における厚生年金保険の加入、保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額の記録を3万円に、申立期間②の標準報酬月額の記録を9万8,000円に、訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

申立人は、申立期間③のうち、昭和54年9月1日から55年10月1日までの期間、56年9月1日から57年10月1日までの期間、58年4月1日から同年10月1日までの期間、59年10月1日から60年10月1日までの期間、同年11月1日から61年5月1日までの期間、同年9月1日から62年10月1日までの期間、及び平成元年4月1日から同年8月6日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を、54年9月から55年9月までは12万6,000円、56年9月から57年9月までは13万4,000円、58年4月から同年9月までは14万2,000円、59年10月から60年9月までは15万円、同年11月から61年1月までは18万円、同年2月から同年4月までは20万円に、同年9月から62年9月までは22万円に、平成元年4月から同年7月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月1日から45年1月1日まで  
② 昭和50年1月1日から同年10月1日まで  
③ 昭和54年9月1日から平成元年8月6日まで  
ねんきん定期便の厚生年金保険料の記録と、給料支払明細書の厚生年金保

険料とを突合したところ、A社（現在は、B社）及びC社に勤務していた期間について、記録と違っている部分があるので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から③までにおける標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間①及び②について、申立人が提出したA社D営業所及び同社本社の給与明細書から、申立期間①については3万円、申立期間②については9万8,000円に標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、B社の事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、申立人が提出したC社の給料支払明細書から、当該期間のうち昭和54年9月1日から55年10月1日までは12万6,000円、56年9月1日から57年10月1日までは13万4,000円、58年4月1日から同年10月1日までは14万2,000円、59年10月1日から60年10月1日までは15万円、同年11月1日から61年2月1日までは18万円、同年2月1日から同年5月1日までは20万円、同年9月1日から62年10月1日までは22万円、平成元年4月1日から同年8月6日までは24万円に標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該期間当時のことは不明と回答しているが、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち昭和55年10月1日から56年9月1日までの期間、57年10月1日から58年4月1日までの期間、同年10月1日から59年10月1日までの期間、60年10月1日から同年11月1日までの期間、61年5月1日から同年9月1日までの期間、62年10月1日から平成元年4月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書等から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は超えていないことが確認できることから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から同年 5 月までの期間及び 63 年 2 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 3 月から同年 5 月まで  
② 昭和 63 年 2 月から同年 5 月まで

申立期間当時、市役所から送られてきたはがきを見て国民年金に加入した。保険料については、当時加入していた納税組合を通じて納付したと思う。申立期間①及び②の納付記録が無いことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「市役所から届いたはがきを見て国民年金に加入した。申立期間の保険料は、当時加入していた納税組合を通じて納付したと思う。」としているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 63 年 9 月に払い出されていることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのはこの頃と考えられ、この時点で申立期間の大半は過年度となることから、納税組合を通じて納付することはできなかつたと考えられる。

また、オンライン記録及び市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格取得日は昭和 63 年 8 月 19 日となっており、申立期間①及び②は未加入期間となっていることから、当該期間の保険料に係る納付書が発行された可能性は考え難い。

さらに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、このほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 栃木国民年金 事案 870 (事案 470 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間の保険料は、昭和 40 年頃の国民年金加入時に、手続を行った妻が市役所で納付を勧められ、私が夫婦二人分をまとめて市役所で納付したので、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は昭和 40 年頃に申立期間の 4 年間の保険料を市役所の窓口で納付したと主張しているが、40 年頃は特例納付の実施期間ではなかったこと、さらに、申立期間は、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び市町村の被保険者名簿共に未納とされていること等から、申立人が、申立期間に係る保険料を納付したとは考え難いとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当委員会の決定に納得がいかないとしているが、再申立てに当たり、新たな資料は提出しておらず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

なお、申立人は、昭和 40 年頃に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は 46 年 4 月に払い出されていることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのはこの頃と考えられる。

また、申立人及びその妻は、市役所の職員から勧められて、4 年分の保険料をまとめて納付したとしているが、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）に

よると、昭和40年4月から44年6月まで(51か月)の保険料は、46年9月16日に特例納付されていることが確認できることから、申立人及びその妻が納付したのはこの期間の保険料であったと考えられる。

さらに、国民年金(老齢基礎年金)を受給するには、保険料の納付期間及び免除期間の合計が25年以上である必要があるが、前述のとおり、申立人及びその妻が初めて国民年金に加入したのは昭和46年4月頃と考えられ、そのままだは無年金者となるおそれがあったことから、市の職員から特例納付を勧められたと考えるのが自然であり、事実、申立人の妻は、前述の51か月分の保険料を特例納付したことにより、60歳に到達する61年まで全ての保険料を納付、又は免除を受けることを前提として、年金受給権が得られる状態となっている。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿には、昭和57年6月10日付で、「納付しないと無年金者になってしまうため、納付するよう指導」との記載があり、昭和55年度分の国民年金保険料を57年6月19日に過年度納付した記録となっていることから、申立人は、当時、市からの説明を受け、自らの加入期間について認識していた可能性も考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間、46 年 4 月から 47 年 11 月までの期間及び 51 年 3 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで  
② 昭和 46 年 4 月から 47 年 11 月まで  
③ 昭和 51 年 3 月から同年 6 月まで

申立期間①について、20 歳になって、自分で市役所に行って国民年金の加入手続をして保険料を納付していた。

申立期間②について、勤めた会社が厚生年金保険に入っていなかったの  
で、会社で国民年金の保険料を払ってくれるという条件で入社し、自分の  
所に送られてきた納付書を会社に提出し、納付してもらっていた。

申立期間③について、会社を辞めて次の会社に就職するまで国民年金の  
保険料を納付していた。

申立期間①、②及び③が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 4 年 9 月 24 日に払い出されており、この時点で申立期間はいずれも時効により保険料が納付できない期間であるとともに、国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

また、申立期間①について、「20 歳になったときに、市役所に行って国民年金の加入手続をした記憶がある。」としているが、その際に交付された年金手帳はオレンジ色であったとしており、当時使用されていた国民年金手帳の色（カーキ色調）とは相違する。

さらに、申立期間②について、「昭和 46 年 4 月から勤めた会社が厚生年金保険に加入していなかったの  
で、会社で国民年金の保険料を払ってくれると



いう条件で入社し、自分の所に送られてきた納付書を会社に提出し、会社が納付してくれた。」と主張しているが、当時の保険料の納付方法は国民年金手帳による印紙検認方式であり、納付書方式に移行したのは同年 10 月以降であったと考えられる上、当該事業所の所長によると、「申立人のことは覚えているが、国民年金の保険料を会社で払ったことは無い。」としている。

加えて、申立期間③について、申立人が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていれば、当時、国民年金の任意加入被保険者であった元妻は強制加入被保険者に切り替わっているはずであるが、その形跡が見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間①、②及び③について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から58年9月まで

20歳になったときに、国民年金の保険料の納付書が送られてきた。当時は学生だったので納付しなかったが、しばらくしてから、再度、保険料を納付するようにとの通知が来たので、母親と一緒に市役所に出向き、現年度分の保険料と申立期間の過年度分の保険料をまとめて納付したので、当該期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳になったときに、国民年金の保険料の納付書が送られてきた。当初は納付しなかったが、その後、昭和58年10月頃に、再度、納付書が届いたため、現年度分の保険料と一緒に、ペラペラの複写式の用紙で申立期間の保険料を納付した。」と主張しているが、申立人が所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は61年2月に払い出されていることから、申立人は、おおむねこの時期に国民年金に加入したものと考えられる。

また、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿から、昭和60年度分の保険料は現年度納付、58年10月から60年3月までの保険料は過年度納付されていることが確認できることから、申立人がこれらの保険料をまとめて納付したのは61年1月頃であったと考えられ、この時点で申立期間は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から52年9月まで

職場が変わり、新しい会社では厚生年金保険の適用が無かったため、最寄りの市の出張所で国民年金の加入手続をし、保険料を納付していた。納めるべきものはきちんと納めるよう親から教育されていたし、事実、同じ期間について妻は納付済みとなっているのに、私の申立期間のみが未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付を、市の出張所で行っていたとしているが、加入手続に係る具体的な証言は得られず、保険料についても、妻と自分のどちらが納付していたかはっきりしないとしているなど、当時の記憶は曖昧と見受けられることから、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても、申立人に手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、A市にも、申立人に係る国民年金被保険者名簿は見当たらないことから、申立人が申立期間において、国民年金の被保険者であったことが確認できない

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 1 月 28 日まで  
昭和 29 年 4 月から A 社（現在は、B 社）で勤務し始めたが、30 年 1 月からしか厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。勤めていたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の事業主及び元同僚は、「申立人は昭和 29 年 4 月から勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚は、「自分自身も厚生年金保険の加入期間に 1 年以上の空白がある。」、「当時は試用期間があった。」と証言している。

また、B 社では、「申立期間当時の記録は残存していないため、申立人の厚生年金保険の加入状況は不明である。」としている。

さらに、当時の事業主は、「申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除については不明である。」としている上、当時の社会保険担当者は既に他界しており、事情を聴取することができない。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年頃から34年9月1日まで

どれくらいの期間勤務したかについては覚えていないが、申立期間のうち  
のいずれも何年かについては事業所名に「A」が含まれる事業所、「B」が  
含まれる事業所、及び「C」又は「D」が含まれる事業所に勤務した覚えが  
あるので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業所名に「A」が含まれる事業所、「B」が含まれる事業所、  
及び「C」又は「D」が含まれる3か所の事業所にそれぞれ数年間勤務した覚  
えがあるとして申し立てているが、いずれも正確な事業所名及び勤務期間は思  
い出せないとしており、これらを特定できない。

なお、申立人が事業所所在地として挙げた住所付近に、「A」、「B」及び  
「C」が名称に含まれる事業所は確認できたが、「A」及び「B」が名称に含  
まれる事業所については、当該事業所の事業所別被保険者名簿に申立人の氏名  
は無い上、健康保険証の番号に欠番も無く、「C」が名称に含まれる事業所  
については、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名  
は無い上、当該事業所に照会しても、「当時の資料は何も残っていないため、申  
立人が勤務していたかどうかも含め全て不明。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与か  
ら控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す  
ると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を  
事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 10 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が抜けている。給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録及び賃金台帳等の給与関係資料は確認できない。

また、厚生年金保険の取扱いについて、当時の事業主及び経理担当役員に確認したところ、当時は約半年間の試用期間を設けており、申立人についても入社と同時に加入手続をせず、保険料控除も行っていないとしており、さらに、申立人と同時期に勤務し、仕事内容も同様であったと認められる複数の同僚は、入社日から相当期間は見習期間で厚生年金保険には加入していなかったと証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。